

動物たちと学ぶ

手形・小切手 のはなし



はじめに

いまもむかしも企業間の取引に必要不可欠といえる手形・小切手。このパンフレットは、高校生の皆さんはもちろん、社会人の方々にもご利用いただけるよう、一見難しそうな手形・小切手の仕組みや実際の利用方法などをできるだけわかりやすく、かつ実務でも十分に役立つように作成したものです。森の動物たちが大活躍するこのパンフレットを読み進めれば、いつのまにか手形・小切手についての理解が深まっていることだと思います。

このパンフレットが、今後とも多くの方々にご利用いただければ幸いです。

平成24年11月 一般社団法人 全国銀行協会



登場する動物たち



他の動物たち



イヌ崎 マチコ
運送屋のイヌさん
安心・確実・迅速がモットーです。



獅子丸 たけし
商事会社のライオンさん
見かけによらずちょっと小心者でおっちょこちょい。



びば沼 研一
機械製造業のビーバーさん
スピーディーで精密な製品づくりに努めています。



ペンギン銀行
ドングリの里の銀行
堅実経営で動物たちから信頼されています。



知恵ブクロウ
学者のフクロウさん
ドングリの里で一番の物知りです。

Contents

プロローグ



【支払手段としての手形・小切手】

- 手形・小切手 基本のキホン 3
 〈ドングリ ひとくちメモ〉「支払手段」や「決済」ってなに? 4

基礎を
知ろう!



【手形・小切手の基礎知識】

- ① お金に代わる働きをする手形・小切手 5
 〈もっと知りたい! ペンギンセミナー〉支払いと決済 8
 〈ドングリ ひとくちメモ〉手形・小切手の仕組みを支えている信用 8
- ② 手形・小切手の法律 9
 〈ドングリ ひとくちメモ〉「手形・小切手」と「定期預金証書」の違い 10
 〈ドングリ ひとくちメモ〉「第三者方払」と「支払銀行」 11
- ③ 小切手の基本を知ろう 13
 〈ドングリ ひとくちメモ〉磁気インク文字(MICR文字) 14
- ④ 約束手形の基本を知ろう 15
 〈手形・小切手 温故知新〉手形の由来 16
- ⑤ 為替手形の基本を知ろう 17
 〈ドングリ ひとくちメモ〉お金の取立てに使われる為替手形 18
 〈もっと知りたい! ペンギンセミナー〉いろいろな小切手 19

利用方法を
知ろう!



【手形・小切手の利用方法】

- ① 手形・小切手の振出 21
 〈知恵ブクロウのアドバイス〉手形・小切手を受取った場合の注意事項 21
 〈知恵ブクロウのアドバイス〉手形・小切手を紛失したり盗難にあった場合は 22
 〈知恵ブクロウのアドバイス〉記載した事項を訂正するには 24
- ② 手形・小切手の譲渡 25
 〈知恵ブクロウのアドバイス〉裏書は連続していなければダメ 25
 〈手形・小切手 温故知新〉紙幣と裏書の起源 26
- ③ 手形・小切手の支払と銀行 27
 〈ドングリ ひとくちメモ〉手形の管理サービス 27
 〈手形・小切手 温故知新〉手形交換のはじまり 28
- ④ 手形交換所の仕事と銀行 29
 〈ドングリ ひとくちメモ〉手形・小切手の取立て依頼から入金までの流れ 29
 〈手形・小切手 温故知新〉手形交換所の歴史 30
- ⑤ 手形・小切手の不渡 31
 〈ドングリ ひとくちメモ〉取引停止処分制度 31
 〈ドングリ ひとくちメモ〉拒絶証書作成免除文句 32

- 〈参考〉統一手形・小切手用紙の見本 33
■ 手形・小切手をもっと理解するためのテスト 35
■ テストの答え 37
■ さくいん 38

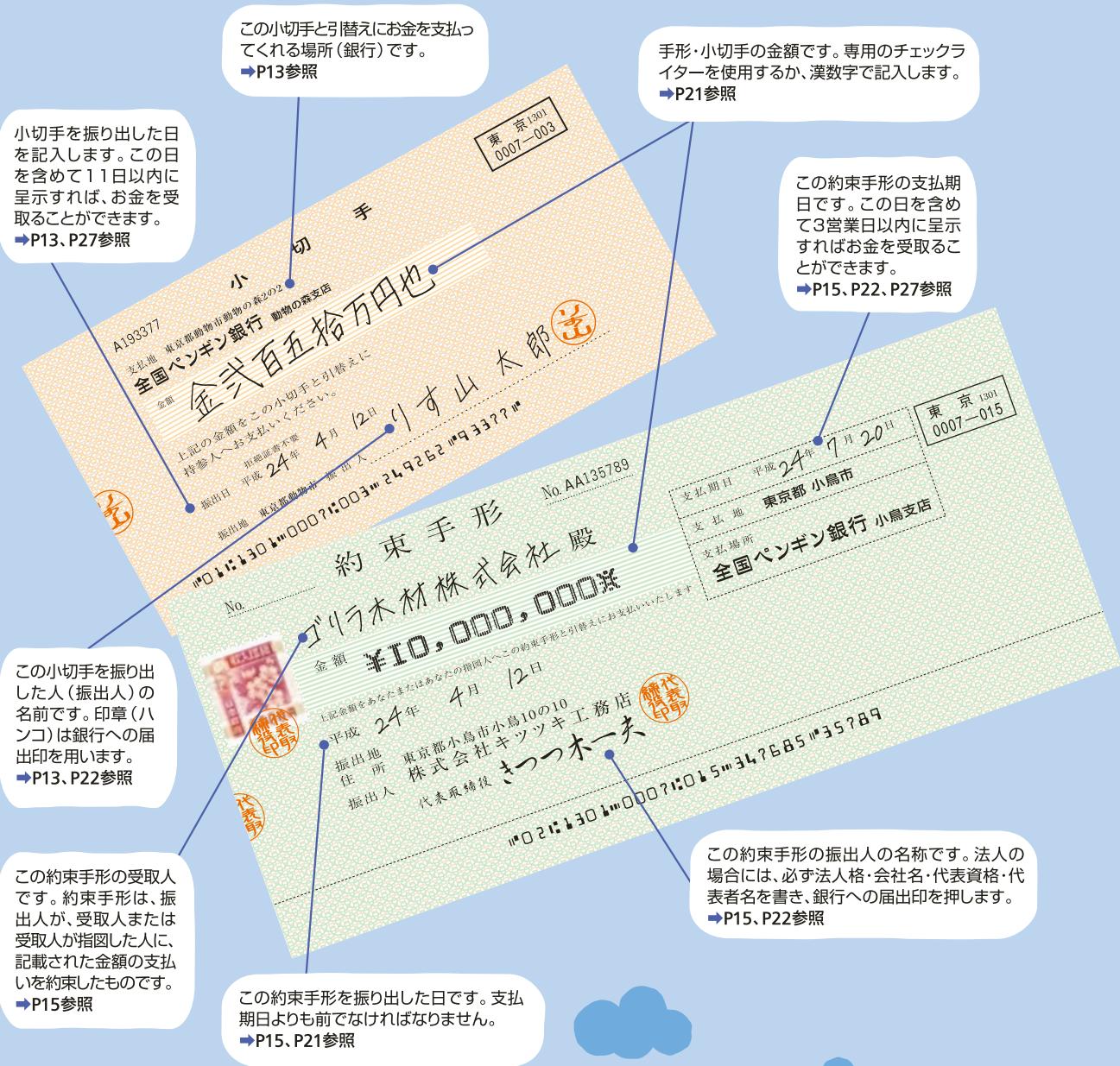
【支払手段としての手形・小切手】

手形・小切手 基本のキホン



手形・小切手のプロフィール

皆さんにはなじみが薄いかもしれない手形・小切手ですが、企業同士の取引では、支払手段として盛んに利用されています。まずは手形・小切手がどのようなものか見てみましょう。



小切手と手形の大きな違い

現金での支払いに代え、専用の用紙に自分の名前と金額などの項目を記載して取引の相手方に渡す…。これが小切手と手形の基本で、この行為を「振出」(P21参照)、振り出す人を「振出人」といいます。小切手と手形は、振出など多くの点で共通していますが、

違いもいくつかあります。最も大きな違いが、小切手は、受取った人がすぐにそれを現金化することができるのに対し、手形の場合は、原則として支払期日にならないと現金化することができないという点です。

小切手を使っての支払い・決済の流れ

小切手は左のページの見本でわかるとおり、それ自体は単なる紙切れです。それなのに、どうして金額250万円と記載された小切手は250万円の価値を持つのでしょうか。ポイントは、小切手の振出人が自分の取引銀行においている当座預金にあります。つまり、小切手は、当座預金残高をもとに振り出され、最終的にはその預金をもとに現金化されるので、250万円の価値が生じるのです。

ところで、振出人は、小切手を相手(受取人)に渡すことによって「支払」を終えます。けれども、受取人は、その小切手を持っているだけではいつまでた

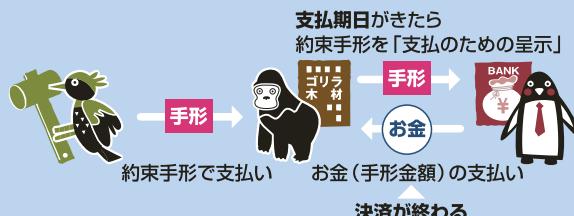
っても現金を得ることができません。そこで受取人は、現金を受取るために、その小切手を支払場所に見せて支払を請求する必要があります。これを「支払のための呈示」(P27参照)といいます。そして、この呈示に基づいて振出人が当座預金口座から支払うことにより、小切手の決済は完了します(P8参照)。



約束手形を使っての支払い・決済の流れ

約束手形も、それ自体は紙切れです。それなのに、たとえば1,000万円と記載された手形が1,000万円の価値を持つ理由は、小切手と同じで、振出人が最終的に当座預金から記載された額を支払うからです。ただ、小切手と違う点があります。それは、小切手は当座預金残高があることを前提に振り出されるのに対し、手形は、当座預金残高がなくても振り出すことができるという点です。つまり、今はお金がないけれども、2か月後、3か月後にはお金が入るという場合に、その2か月後、3か月後を支払期日として振

り出すことができるのが手形です。なお、その手形が現金化される仕組みは小切手の場合と同じです。



※手形には約束手形以外にも為替手形があります(P17参照)。



「支払手段」や「決済」ってなに？

この見開きページには「支払手段」という耳なれない言葉がありますが、これは、支払いのための道具のことです。筆記用具が書くための手段であって、文字を書くことを目的にしているのと同じように、支払手段は支払うための手段であって、お金(現金)を支払うこと(相手側か

らすると、お金を受取ること)を目的にしています(P8参照)。そして、支払手段の目的が完了すること、つまりお金が支払われて、貸し借りなどの関係を終わらせることを「決済」といいます。それでは、どうして、最初からお金で支払うことをせずに、手形・小切手という支払手段を使うのでしょうか？その答えは次のページで…。